

奥州市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により行った定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 30 日

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 熊 谷 香 里

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和 7 年 6 月 11 日から 6 月 13 日及び 6 月 16 日

本 監 査 令和 7 年 7 月 3 日

(2) 監査の対象とした部課等名

上下水道部 経営課、水道課及び下水道課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における財務等に関する事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
下水道課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。